

第3章

任意レビューの有無の判断や必要な対応 四半期の任意レビューに 関する実務上の留意点

【この章のエッセンス】

- 1Q・3Qに係る監査人のレビューは、場合によっては「適正性」となる可能性を残しつつも「準拠性」となることが想定されている。
- レビューを受けない場合は評価の適時性、既開示内容の監査人による否定の可能性等の課題がある。必要な場合、専門家にチェックを依頼することも考えられる。
- 経営者が監査人による保証がないことによるリスクを許容できない場合には、任意のレビューを受けるという判断をすることが考えられる。監査人への報酬を予算に織り込む場合にはその判断は予算決定に間に合わせる必要がある。
- 監査人への報酬が大幅に減少する可能性は低いと考えられる。

第1四半期、第3四半期において、現行制度では四半期報告書の四半期財務諸表が監査人のレビュー対象であり、また、レビューは義務であったが、新制度では四半期決算短信の四半期財務諸表および注記が監査人のレビュー対象であり、レビューは任意となる。ここでは、これらの違いから生じる論点について確認・検討していく。

財務報告の枠組みとレビューの結論の関係性 (適正性に関する結論・ 準拠性に関する結論)

いささかアカデミックな論点になるくらいはあるが、レビュー関連の論点を検討するにあたっては、財務報告の枠組みとレビューの結論の関

係性を理解する必要がある。

図表3のとおり、レビューの結論はレビュー対象の「財務報告の枠組み」の違いにより、「適正性に関する結論」と「準拠性に関する結論」に分類され、「適正表示の枠組み」には「適正性に関する結論」が、「準拠性の枠組み」には「準拠性に関する結論」が表明されることになる。

「適正表示の枠組み」では、財務諸表の作成にあたり、財務報告の枠組みで要求されている個々の事項に準拠するだけでなく、適正表示を達成するための追加開示の必要性が求められる。一方で、「準拠性の枠組み」では、その財務報告の枠組みにおいて、要求される事項の遵守が要求されるのみで、適正表示の観点、すなわち、利用者が適切に理解できるかどうかという観点からの追加的な開示

(図表3) 適正性と準拠性のレビュー概要比較

		適正性に関する結論	準拠性に関する結論
財務報告の枠組み		適正表示	準拠性
保証水準		保証水準は同じ(レビューの場合、限定的保証)	
レビュー手続	共通	個々の事項に準拠しているかどうかについて、主として質問および分析的手続等(必要に応じて追加的な手続)を実施	
	相違	財務諸表が全体として適切に表示されているかどうかという観点での検討が必要	左記の観点は不要

(出所) JICPA資料を参考に作成

は要求されない。

そのため、監査人が「適正性に関する結論」を表明するためには、財務諸表が財務報告の枠組みにおける表示に関する規定に準拠しているかどうかの評価に加え、財務諸表により提供される情報(財政状態や経営成績またはキャッシュ・フローの状況)を、利用者が財務諸表から適切に理解できるかどうかという観点に立って俯瞰的な評価を行うことが必要となる。